

令和8年度にいがた暮らしセミナー実施業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、首都圏等に在住する移住関心層を対象として、本県の移住促進ターゲット像（別添参照）をはじめとした幅広いテーマのセミナーを実施することで、新潟県への興味・関心を喚起し、本県での暮らしや仕事などのイメージの形成を促すことを目的とする。

2 セミナーの概要

(1) 主催等

- ・主催 新潟県（以下「県」という。）
- ・共催 公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構
（以下「ふるさと回帰支援センター」という。）（予定）

(2) 開催日程・回数

令和8年6月から令和9年2月までに、全5回以上開催する。詳細は県が受託者と協議の上、決定する。

(3) 会場・形態・テーマ

- ・全5回以上開催するうち、ふるさと回帰支援センターにおいて4回以上開催し、銀座・新潟情報館 THE NIIGATA（以下「THE NIIGATA」という。）において1回以上開催する。
- ・形態は、オンライン、ハイブリッド（対面開催+オンライン）のいずれかとする。なお、THE NIIGATAで開催する際はハイブリッドとする。
- ・下記①から③をテーマとしたセミナーを1回ずつ実施する。また、下記④～⑥のいずれかをテーマとしたセミナーを1回開催する。

<各1回ずつの実施を必須とするセミナーのテーマ>
①空き家
②二地域居住
③子育て世帯をターゲットとしたテーマ
<いずれかについて1回の実施を必須とするセミナーのテーマ>
④起業
⑤働き方
⑥ものづくり・文化

(4) 対象者

U・Iターンに興味・関心がある首都圏等在住者（主に20～40代）

(5) 会場

- ・ふるさと回帰支援センター（オンライン、ハイブリッド）
下記セミナールームを会場とする。（費用負担なし）
東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内
セミナールームB・C・Dのいずれか（約62～66㎡・定員35人：関係者含む）
- ・THE NIIGATA 開催（ハイブリッド）
3階イベントスペースを会場とする。（費用負担なし）
東京都中央区銀座5-6-7 銀座・新潟情報館 THE NIIGATA
3階イベントスペース（約70.5㎡・定員40人程度）

(6) 開催曜日・時間帯

下記の曜日・時間帯（準備・撤収の時間を含む。）中での開催とする。開催日時等の詳細は、セミナーの内容やテーマ等を踏まえ、県と受託者と協議の上、決定する。なお、会場の都合等により、開催日時・曜日等を変更する場合がある。

- ・ふるさと回帰支援センター開催 → 原則として、水曜日の16:30～21:00
- ・THE NIIGATA 開催 → 協議の上、決定

(7) 集客目標

- ・オンライン形式 各回36人以上
- ・ハイブリッド形式 会場25人、オンライン36人以上

(8) 参加者の費用負担

原則として参加料は無料とする。ただし、企画の実施にあたって参加特典等を設ける場合は、参加者から相応の費用を徴収することも可能とする。その場合は県とあらかじめ協議すること。

3 業務の内容

(1) 実施計画の作成

各回について、以下の項目を含む実施計画書を作成し、各開催日の40日前までに県の承認を得ること。

- ア テーマ・タイトル
- イ 日時、会場・形態
- ウ プログラム・タイムスケジュール
- エ ゲスト
- オ 広告・宣伝手段
- カ 当日の運営方法等

(2) コンテンツの企画

(ア) 全体

- ・ターゲットに効果的に訴求するとともに、集客につながるテーマ及びタイトルを提案すること。タイトルは「にいがた暮らしセミナー2026 ●●●●」などとし、県と協議の上、決定する。
- ・セミナーは、先輩移住者等県内居住者ゲストによるトークセッションや、市町村等によるプレゼンテーションのほか、スペシャルゲストの登壇、ワークショップ、座談会など、業務の目的にかない、集客目標の達成につながる魅力的な内容とすること。
- ・出演者等の居住地や参加市町村に偏りが生じないように配慮すること。
- ・県の移住相談窓口である、にいがた暮らし・しごと支援センター（銀座オフィス・有楽町オフィス）の紹介を行い、センターの利用促進や会員登録の促進につなげる

(イ) プログラム等

- ・本県への移住意欲を高め、移住に向けた行動のステップアップを図ることを狙いとしたプログラムとすること。
例：ゲスト等出演者との直接交流、新潟の暮らし・仕事にちなんだ参加体験型企画 等
- ・本県及びにいがた暮らしの魅力を広く紹介する内容とし、潜在層を含むターゲット

トの興味・関心を喚起、醸成させるプログラムとすること。臨場感と双方向性を高める工夫を行うこと。

例：新潟に関連する尖ったテーマでの打ち出し、チャット機能を活用した司会者・ゲスト等出演者との交流、視聴者参加型企画 等

- ・委託料の範囲内で、各回のテーマに応じた会場装飾を行い、来場者や視聴者に新潟やセミナーの魅力が伝わる会場となるよう工夫すること。

(3) 広告・宣伝の実施及び提案

- ・受託者は、自らが所有する媒体の活用等を含め、セミナーの広告・宣伝を委託料の範囲内で実施すること。
- ・受託者は、前項とは別に、集客目標達成に向けて、委託料とは別に県の負担において広告・宣伝を実施することを求める場合は、具体的な広告・宣伝手段や、当該手段を選択した理由、費用対効果（期待される集客効果、費用）、実施後の効果分析の方法等を整理の上、県に提案の上、協議すること。

(4) 広告・宣伝ツールの作成

各回について、告知・案内用のチラシ、バナーを作成し、各開催日の40日前までに県に提出すること。

- ・チラシ A4、PDF形式（2MB以内）
 - ・バナー 3種類（1200*350px・768*350px・810*520px）、JPEG形式（各1MB以内）
- その他、県の求めに応じて必要な画像データ等の素材を提供すること。

(5) 会場・設備等の手配

- ・会場の確保は県が行うが、各会場との連絡調整等は受託者が行うこと。使用するオンライン会議システムの手配に係る一切の手続を行うこと。なお、会場の備品（ふるさと回帰支援センター、THE NIIGATA の備品は別表1・2参照）については費用負担なく利用することができるが、会場の備品以外に必要な備品は、受託者において用意すること。
- ・会場の設営、撤収は、受託者において、責任をもって行うこと。

(6) 司会者・ゲスト等出演者の手配・連絡調整

司会者・ゲスト等の出演に際しては、県とあらかじめ協議した上で、受託者が手配し、連絡調整を行うこと。

(7) 市町村の連絡調整

参加する市町村の募集及び決定は必要に応じて県が行うが、その後の連絡調整は受託者が行うこと。

(8) 申込の受付

- ・受託者において、オンラインの参加申込フォームを作成し、参加申込者の事前受付を行うこと。フォームの項目・内容は県と協議の上、設定すること。
- ・参加申込者の名簿は、県の求めに応じて随時提出すること。参加申込者に対し、適宜申込内容の確認や参加促進（リマインド）等の連絡を行うこと。

(9) 当日運営（シナリオ・マニュアル等作成）

- ・県及び会場と調整の上、必要に応じて事前にリハーサル等を行うこと。
- ・各回について、以下の項目を含む当日のシナリオ・マニュアル等を作成し、内容に

ついて各開催日の5日前までに県の確認を受けた上で実施すること。

- ア 進行台本
- イ 使用する資料等
- ウ 会場の設営・撤去
- エ 運営・管理体制
- オ 参加者アンケートの実施・集計

(10) 事後報告（実績・結果等提出）

各回について、開催後5日以内に、以下の内容を県に提出・報告すること。

- ア 参加申込者一覧（Excel形式）
- イ アンケート集計結果
- ウ 所感（課題、改善策等）
- エ その他、県の指示するもの

(11) その他上記に付随する業務

4 実施体制等

受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するため、業務主任者を定め、実施体制を整えること。

5 委託料に含まれる経費

委託料には、本業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、セミナーに参加する県・市町村等職員の旅費及び県・市町村等が行う広報等に係る経費を除く。

6 業務実施報告書の提出

受託者は、令和9年3月15日までに、業務全体の実施概要及び成果・評価等を記載した業務実施報告書を県に提出すること。

7 その他の留意事項

- (1) 契約締結後速やかに県と協議を行い、業務内容について十分な理解を図るとともに、委託契約期間においても定期的に協議を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。
- (3) 全ての成果物の著作権は、県に帰属するものとする。県は二次使用を含むあらゆる使用について、受託者の許可を得ることなく自由に使用できるものとする。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり県と協議し、適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (5) 受託者は、県と緊密に連携し、業務を実施すること。
- (6) 本委託業務において、単に集客数を確保する目的で、移住に関心のない者に対して金銭等を支給して集客を行うことは、委託料から経費を支出するか否かに関わらず認めない。
- (7) 本仕様書に定めがない事項や本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。

■別添 移住促進ターゲット像「ペルソナ」について

本県は、移住相談窓口登録者等へのアンケート調査の結果から、4人の移住促進ターゲット像「ペルソナ」を設定している。

(本業務においては、必ずしも4人のペルソナをターゲットとして実施する必要はないが、セミナーのテーマやターゲットを検討する際に参考とすること。)

- ① 子育て移住型
自然豊かな環境でゆったりと人間らしい子育てをする移住者
- ② Uターン回帰型
自分にジャストフィット、居心地ベストな暮らしの庭への移住者
- ③ 地域コミュニティ型
家族・地域とつながり、みんなで幸せを目指す移住者
- ④ 自己実現型
自分を見直し、新しい生きる道を構築する移住者

<概要>

名称	子育て移住型 	Uターン回帰型 	地域コミュニティ型 	自己実現型 
説明	自然豊かな環境でゆったりと人間らしい子育てをする移住者	自分にジャストフィット、居心地ベストな暮らしの庭への移住者	家族・地域とつながり、みんなで幸せを目指す移住者	自分を見直し、新しい生きる道を構築する移住者
男女構成比	男：57.8% 女：42.2%	男：62.5% 女：37.5%	男：50.0% 女：50.0%	男：64.7% 女：35.3%
平均年齢	35.8歳	36.6歳	36.9歳	35.5歳
世帯	①親と子（自身は親） ②夫婦	①ひとり暮らし ②夫婦	①親と子（自身は親） ②ひとり暮らし	①ひとり暮らし ②親と子（自身は親）
移住のきっかけ	①子育て ②生活・人間関係 ③親との同居・近居	①価値観の変化 ②途中退職・転職 ③親との同居・近居	①親との同居・近居 ②親や親族の介護 ③子育て	①起業 ②自己実現 ③就業スタイルの変化
移住で実現したい生活	①のんびりきまま ②良い環境で子育て ③おいしい食べ物・空気	①無駄なくジャストサイズ ②好きなこと・時間優先	①地域コミュニティと生きる ②家族・親戚と生きる ③良い環境で子育て	①社会貢献 ②新しい自分をはじめる ③モノづくり
新潟に期待する生活の魅力	①おいしい食べ物 ②利便性が高い ③豊かな自然	①自然体でじっくりくる ②豊かな自然	①人と人とのつながり ②自然体でじっくりくる ③伝統文化	①進化・成長が期待できる ②伝統文化 ③自然体でじっくりくる
時代と意識	①大都市で生活する優位性・必要性がない ②仕事中心の生き方をしなくてもよい	①多様な人生があってよい ②仕事中心の生き方をしなくてもよい	①助け合い・励まし合いが重要 ②大都市で生活する優位性・必然性がない	①人生をより充実 ②大都市で生活する優位性・必要性がない
移住への声・意見	・家族との時間を大切に する ・家族の幸せを実現する ・子どもをのびのび・元 気に育てる	・私を癒やす ・心身ともに健康・幸せ ・無理しない豊かな生活	・人・地元貢献 ・家族で助け合って安心 して暮らす ・人とのつながり	・自身の人間力向上 ・人生を変えるチャンス ・自分史をつくる

■別表1 ふるさと回帰支援センターセミナールーム利用可能備品一覧

備品	セミナールーム B	セミナールーム C・D	仕様・備考
長机	10	8	W1800×D600
椅子	50	36	折畳式ハイチェア 4脚
パーテーション	8	6	W940×H1750（ホワイトボード・マグネット付）
バインダー	40	30	A4サイズ（別途鉛筆あり）
テレビモニター	85インチ 1	C：65インチ 1 D：85インチ 1	HDMI 接続
受付用テーブル	各 1		
ブルーレイ・DVD プレーヤー	各 1		
ポータブルスピーカー （マイク付）	各 1		マイク 2 本（有線 1・無線 1） ※マイクカバー装着
Wi-Fi 接続	あり		SSID、パスワードは当日会場にて確認
カメラ付きノート PC	各 1		Windows（オンラインセミナー用、Zoom プロアカウント取得済）
スピーカーフォン	各 1		マイクとスピーカーが一体となった機材（オンラインセミナー用）
WEB カメラ	標準：各 1 / 広角：各 1		会場内の様子を映すもの（オンラインセミナー用）
ヘッドホンセット	3	各 2	ヘッドホン、分岐ケーブル、マイク（オンラインセミナー用、1セット 2 名分）
リングライト	各 2		オンラインセミナー用

※破損時の修理費等については受託者負担とする。

■別表2 THE NIIGATA 3階イベントスペース利用可能備品一覧

スタッキングチェア	40		
折り畳みテーブル (D45×W120)	20		
音響/映像	-		
ハンドマイク(無線)	2		
ヘッドセットマイク(無線)	2		
スピーカー	一式		・天井埋込
プロジェクター	1		・天井吊り下げ ・位置固定 ・HDMI ケーブルもしくは 無線機でパソコンと接続
スクリーン	1		・不使用時は天井格納 ・位置固定
可動式演台 (D75×W160×H90)	1		
小型冷蔵庫 (D45×W47×H47)	2		
冷蔵ショーケース (D45×W60×H140)	2		
簡易キッチン	-		
シンク (左:D45×W23、 右:D45×W45)	2		
IH クッキングヒーター (D52×W45)	1 (2口)		
IH クッキングヒーター (卓上型)	3		
炊飯器 (十合炊き、五号炊き)	2		
電子レンジ (600W、500W、150W)	1		
ハンガーラック (D55×W190(最大)×H166(最高))	1		
ハンガー 台車 (耐荷重 300kg)	30		
キャリーカート (D50×W100×H93、 耐荷重 80kg)	1		
インターネット	可		・LAN ケーブルあり
Free Wi-Fi	可		

※破損時の修理費等については受託者負担とする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはいけないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、甲の許可を受けて、情報を復元できないよう消去を行わなければならない。

(機器等の取扱)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾をした場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 乙は、情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 乙は、情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 新潟県個人情報の保護に関する施行条例（令和4年新潟県条例第32号）

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。